

海外出張報告書

氏名 大谷 太	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事	出張先 イタリア共和国及びフランス共和国
提出書面 平成25年11月21日付け報告書		
キーワード欄 ・ローマ地方裁判所プレシャノー所長，ジェンテエーレ副所長との面談 ・ローマ控訴院パンドルフィ院長代行との面談 ・破毀院サンタクロッチェ院長への表敬訪問 ・憲法裁判所カッセーゼ判事への表敬訪問 ・欧州人権裁判所（ECHR）の法廷傍聴 ・欧州議会の視察 ・欧州裁判官評議会（CCJE）への出席 ・第16意見書「裁判官と弁護士との関係」 ・欧州人権裁判所カサデヴァル副長官への表敬訪問 ・欧州人権裁判所レモンディ副長官，カラカス判事，ロペスグエラ判事との懇談		

平成 25 年 11 月 21 日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

千葉地方裁判所判事 大谷 太

平成25年11月7日から同月17日まで、山浦善樹最高裁判所判事の随員として、イタリア共和国及びフランス共和国に出張しましたので、その概要を以下のとおり報告します。

第1 イタリア共和国・ローマ（11月7日から同月12日まで）

1 ローマ地方裁判所（Tribunale di Roma）（11月8日午前）

- (1) ローマ地方裁判所を訪問し、プレシャーノ所長（Mario Bresciano）、ジェンテエーレ副所長と懇談した（在イタリア日本国大使館中村彰宏一等書記官及び通訳人が同行）。
- (2) 山浦判事から、ローマ法を基礎とする伝統あるイタリア司法制度に敬意を表しつつ、その現状につき質問がされ、意見交換が行われた。先方の発言の概要は以下のとおり。

- ① 残念ながら、現在のイタリア司法制度は、ローマ法の過去の栄光にしがみついていると評価されてもやむを得ない。
- ② 民事部においては、膨大な訴訟が持ち込まれ、手持ち事件が遅滞し、未済事件が増加する一方である。その大きな原因は、訴訟法が弁護士に時間をかけることを許しているからだと考えている。

地裁の平均審理期間は500～600日を超え、他の欧州諸国と比べても大幅に遅延している。破毀院まで行く事件なら、最終的に判決が確定するまで、平均8年かかっている。裁判官1人当たりの手持ち件数は、会社関係訴訟で800～900件に上る。

弁護士数は、ローマだけでフランス1国分の5万人の弁護士がおり、それに比べると事件の数が少ないので、弁護士は1つの事件を長引かせて報酬を高めようとする傾向があると感じられる。法改正をして事態を改善させようとしても、議会には弁護士出身の議員が多くいて、立法が成功しない。

また、民事訴訟について、一定の法制上の工夫をしているにもかかわらず、審理期間が短縮できない理由のひとつは、メニューが多様化しすぎて使い方が分からず、余計に遅延を招くという悪循環があるのではないかと思う。

家庭事件につき、家庭裁判所という組織は設けておらず、地裁の中で家庭訴訟部を設けている。ローマ地裁第1部が家庭訴訟を担当しているが、第1-2部という部もあり、これが未成年・後見関係を担当している。第1-2部という変則的な部を設けたのは、嫡出でない子を嫡出子と平等に取り扱うこととした際に、少年裁判所から地方裁判所に権限を移す必要があったからである。

- ③ 刑事部においては、起訴法定主義や上訴権の無制限の保障もあり、すべての審級で事件過多に陥っている。

ローマ地裁には、単独事件として年間2万件程度が起訴されるほか、合議事件も多い。刑事裁判は、いったん裁判所に事件が係属すると、合議事件であっても、途中で裁判官が異動で交代してしまった場合には、原則として手続が初めからやり直しになる。当事者が同意すれば更新も可能だが、実際に同意が得られることは少ない。なぜなら、イタリアでは、公訴時効期間が経過すると、たとえ公判中であっても、時効が成立してしまうという制度が採られている上、最近の法改正により、時効期間が短縮されてしまったから、弁護人としては、審理を引き延ばして時効を狙うことが重要な戦術となっているためである ()

④ ローマ地裁にある部はどこも事件負担にあえいでいるが、更に、最近、控訴院裁判官による効率性評価制度ができて、その委員会にローマ地裁民事部の裁判官を出向させなければならないなど、全体の定員 380 に対し、実際には 350 名程度しか裁判官を確保できていない。

これでは、ごく小さいフィアット 500 (チンクエチェント) でフェラーリのように速く走れといわれているようなものである。

- 和やかに会談が終了した。

3

- (1) ローマ控訴院を訪問し、パンドルフィ院長代行 (Catello Pandolfi) と懇談した。先方は、レアリ事務総局長、参事官 1 名が同席した (中村書記官及び通訳人が同行)。
- (2) 山浦判事から、ローマ地裁での意見交換が白熱したため、開始時間を遅らせてもらったことについての謝辞とともに、パンドルフィ代行については、3 年前に金築裁判官が表敬訪問した際の写真が残っていることなどが述べられ、和やかな雰囲気意見交換が行われた。先方の発言の概要は以下のとおり。

- ① 400 人以上の裁判官が執務を行うローマ控訴院は、イタリアで最大、欧州でも最大級の裁判所である。

ローマ控訴院は、民事、刑事、労働、家事少年の 4 部門に分かれ、全部で 10 部 (民事 6、刑事 4 [うち 1 は常設ではない]) がある。

家事少年部は、家事及び少年事件について審理する。また、同部では、未成年者による刑事事件についても審理する。イタリア法においては、18 才未満が未成年者と定められている。未成年者の事件について審理する場合は、5 人の合議体で行われるが、裁判長及び 2 人の陪席裁判官は職業裁判官であり、残りの 2 人は、名誉陪席裁判官と呼ばれ、心理学者や社会学者といった未成年者の問題についての専門家である。

控訴院の事件数は他の欧州諸国よりもかなり多い。これは、イタリア憲法が、上訴権を制限なく保障していることの帰結と考えられる。

- ② 民事事件の迅速な処理を巡る弁護士と裁判所との協力関係は十分とはいえない状況にある。弁護士は、もしかすると、裁判所に協力して速く手続を進めたいという考えを持っているかもしれないものの、担当する事件が多いために、協力態勢が築けないということではないか。なお、イタリアの弁護士報酬制度は、弁護士が職業倫理に照らして適切に業務を遂行していれば、業務の内容に応じて法定の報酬請求権が発生し、勝

訴者は弁護士費用を敗訴者に負担させることができるというものである。

イタリアでは、ADR の伝統はなく、法曹関係者の間では、紛争が生じたら即裁判所に提訴するという感覚が一般である。最近、調停前置の試みをしているが、弁護士からの評判は芳しくない。

民事控訴事件の審理においては、第1回弁論と第2回弁論（通常はこれが最終弁論になる。）との間が2〜3年空いた後に判決に至ることが多い。事後審制を採っているのに1回で結審をしないのは、すでに何年も前から判断を待ち続けている事件が列をなして、これらを優先して処理する必要があるからであり、第1回弁論の時点では送達の成否を確認するだけで終わるのが通常である。

こうした控訴院における審理の渋滞を受けて、現在、1審から破毀院への跳躍上告制度の導入が検討されている。イタリア憲法が保障しているのは、破毀院への上訴権のみであり、事実審を2つの審級で行う必要はないと解されているため、この制度であれば憲法上の問題は生じない。

③ また、刑事関係については、罰金刑相当の軽微な犯罪をすべて起訴法定主義のもとでの刑事処分の対象としていることが、審理の遅延と刑事施設の過剰収容を招いているので、非犯罪化が検討されている。数年前に不法滞在も刑事処分の対象とされたが、これについても、再度非犯罪化することが検討されている。

(3) ローマ控訴院でも活発な意見交換がされ、予定を15分程度超過するほどであった。最後に、パンドルフィ院長代行から、市川崑監督作品を見て以来、映画を趣味としており、日本の映画には強い関心を持っているとのコメントがあり、和やかに会談が終了した。

3 ブリーフィング及び昼食会（11月8日昼食）

在イタリア日本国大使館河野雅治特命全権大使により、ローマ市内にある大使公邸において、ブリーフィング及び昼食会が開催された（中村書記官同席）。

河野大使からは、現在のイタリアの情勢はやや混乱した部分があるが、歴史的に見れば、日本人が知っているような、ローマ帝国の栄華の時代、ルネサンス以降の華やかな時代のみならず、その間の約 1000 年の間にも、脈々と歴史が積み重ねられ、キリスト教文化が発展していたこと、コロッセオやローマ市を取り囲む城壁の遺構、ひいては、市内の至る所に放置された石を見るだけでも、現在のローマ市の古い大きな建造物は、それよりも更に古い時代の建造物を取り壊して材料を調達したものであって、今見えているものがすべて古代とつながっていて、その間の人類の歴史の堆積を示していること、そうした長い歴史の中で、ローマ市民が本当の意味での革命を起こしたことはないものの、例えば、学者であったマリオ・モンティ氏が首相となり、閣僚を非国会議員で構成したことにつき、国会議員が自己の利害を離れて賛成した経緯などは、一種のクーデターであるという評価も不可能ではなく、民主主義国家としての懐の深さが垣間見えることなどについて、興味深いブリーフィングが行われた。

4 破毀院 (Corte Suprema di Cassazione) (11 月 11 日午前)

破毀院を訪問し、サンタクローチェ院長 (Giorgio Santacroce) と懇談した。先方は、事務局次長が同席した (中村書記官及び通訳人が同行)。

サンタクローチェ院長は、我が国の最高裁判所が、憲法訴訟や行政訴訟を含むあらゆる法律問題を取り扱うことに強い関心を示され、上告事由の在り方、違憲判決を含む判例の拘束力、最高裁判事の構成、調査官制度の在り方、裁判官の養成・任用の在り方等につき、山浦判事と活発な意見交換をされた。

また、サンタクローチェ院長は、裁判所の専門的知見の収集方法について、イタリアでは、アメリカ合衆国の *Amicus Curiae* のような制度はなく、裁判官の情報収集は当事者の主張立証によるものが中心であること、必要な場合には鑑定人を選任して専門的知見の収集に努めていること、裁判官は一般の報道や研究機関による研究結果を踏まえて判断する努力が必要であることなどを指摘された。

さらに、2009年に導入された上告受理制度については、特別に民事部に第6小法廷を設け、受理・不受理の判断をさせているが、上告事件の30%程度が不受理にできる程度にとどまり、当初期待したような効果は得られていないとの評価であった。その理由としては、不受理の要件として「明らかに根拠がない」ことが求められるところ、明らかに根拠がないと判断できる場合は限られていること、第6小法廷は、積極的に不受理にするわけではなく、迷ったらとりあえず受理して他の小法廷に回付するという処理をしがちであることを指摘された。

サンタクローチェ院長は、制度が異なる部分はあるが、日本の最高裁判事と意見交換をし、相互に理解を深められたことは非常に有意義であったと述べられた。

5 憲法裁判所 (Corte Costituzionale) (11月11日午後)

- (1) 憲法裁判所を訪問し、カッセーゼ判事 (Sabino Cassese) と懇談した。先方は、事務総長が同席された (中村書記官及び通訳人が同行)。
- (2) 山浦判事は、日本の違憲立法審査制度の概要を説明した上で、イタリア憲法裁判所制度につき、カッセーゼ判事と活発な意見交換をされた。先方の発言の概要は以下のとおり。

- ① 憲法裁判所は、年間約300件程度の憲法訴訟を審理している。そのうち、人権にかかわるものについては、通常訴訟の中で判断が必要となる具体的な憲法問題が移送されてくるが、国と州、州と州の権限に関する係争などについては、抽象的な憲法問題も審理される。

1948年の憲法制定会議では、一般的に抽象的違憲審査制をとることも検討されたが、結局採用されなかった。その後のスペインにおける抽象的違憲審査制の在り方に鑑みても、妥当な判断であったと評価できる。

憲法裁判所の裁判官は一般の裁判所制度に属するものではなく、憲法及び法律によって特別な選任方法が設けられ、組織も別個に存在する。

- ② 憲法裁判所の判決は、移送されてから約 10 か月で言い渡される。その間、移送元の通常訴訟は中断される。

通常裁判所の裁判官が憲法裁判所に事件を移送するのは、⑦当該具体的事件の解決につき、違憲性の判断が必要不可欠であって、かつ、④当該違憲の主張が明らかに根拠を欠くものではないという 2 つの要件をクリアした場合に限られる。憲法裁判所は、特に⑦について慎重に検討し、これが満たされていない場合には、移送されてきた事件を却下することになる。

憲法裁判所が取り扱う事件のうち、コンマの位置や言葉遣いの修正を含めれば、半分（年間約 150 件）くらいは何らかの形で違憲判決が下されている（なお、イタリアの国会にも、我が国の法制局のような部局が存在するが、それほど厳格な審査はされていないようであった。）。

- ③ 憲法裁判所の判決には、当該法令が合憲であることを確認するというものではなく、違憲とするか、請求を棄却するかである。そして、当該法令がどのような事案に適用されようとしているかによって違憲性を判断しているため、例えば、同時期に同一の法令について複数の事件が憲法裁判所に移送されてきた場合において、1 つの事件は請求棄却となったが、その翌日に他の事件につき違憲判決がされるということもあり得る。

違憲判決がされると官報公告が行われ、重要な問題については大きく報道がされる。判断内容は、当該法令が違憲かそうでないかというものである。国民が判決の内容を理解できないという事態は少ないと考えている。

- (3) 会談終了後、憲法裁判所の法廷及び合議室を見学した。

法廷には、美しい天井画が描かれ、女性（ユーディット）が男性（ホロフェルネス）の生首を掲げている場面（旧約聖書外典「ユディット記」）の絵画が壁に飾られており、裁判所建築物を巡る彼我の文化的基盤の差異を痛

感させられた。

憲法裁判所の建物は、かつてはイタリア国王の住居として用いられ、王室によって装飾物が整備されたそうであるが、上記のユーディットの絵を含む絵画類は、バルベリーニ美術館の選定のもと、同館所蔵のものを置いているとのことであった。

6 その他

- (1) ローマの各裁判所を訪問するに当たって、マルコ・デ・クリストファロ＝ニコロ・トロッカー編「イタリア民事司法制度」(慈学社・2010)〔本文英語〕を中心に、イタリア民事司法制度の概要を事前調査した。今回の訪問で得られた情報を含め、調査結果をまとめたものを、参考のため、別添資料として提出する。

なお、イタリアの訴訟に関する統計は必ずしも正確ではないようで、文献や調査対象者によって数字が異なる場合が少なからずあったことを付言する。

- (2) 秘書課及び在イタリア日本国大使館には、全国弁護士会への訪問を実現するために、直前までご尽力をいただいたが、先方の都合により受入れができないとのことであった。裁判官と弁護士の関係に関するイタリアの弁護士との意見交換は、後に予定されていた欧州裁判官評議会のテーマにも合致し、極めて有意義なものになると予想されただけに、残念であった。

第2 フランス共和国・ストラスブール (11月12日から同月16日まで)

1 欧州人権裁判所の大法廷弁論の傍聴 (11月13日午前)

- (1) 欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights) を訪問し、[REDACTED] 対 Netherland 事件の大法廷弁論を傍聴した (在ストラスブール日本国総領事館和田潔領事、同新宅孝昭領事及び通訳人が同行)。
- (2) 事案の概要は、オランダ政府が、[REDACTED] 国籍の [REDACTED] (原告) に対して、在留資格の要件である暫定居住ビザの取得義務を免除しないことは、欧州

人権条約 8 条に定める家族生活、私生活の尊重に反するかが争点となったものである。

午前 9 時 15 分開廷予定の大法廷には、大勢の関係者、学生等の傍聴人が詰めかけ、傍聴席の全席が埋まった。傍聴席には、裁判官、双方代理人、書記官の名前を明示した座席図と、事案の概要と争点を説明した 1 枚の資料が配布された。

開廷後、原告代理人及び被告（オランダ政府）代理人が、順次、30 分ずつの時間を用いて、英語で主張を展開した。なお、通訳ブースには、フランス語と、原告の母国語であるオランダの同時通訳者が控え、詳細な同時通訳をしていた。

双方代理人による主張が終了した後には、8 人の裁判官が発言を求め、事実経過、判例の解釈等に関し、双方代理人に詳細な補充質問を行った。

質問に対しては、15 分間の休憩の間に、双方代理人が議論をしながら回答を準備し、再開後、質問をした裁判官ごとに回答を行った。

裁判長（スピルマン長官 [Dean Spielmann]、ルクセンブルク）は、午前 11 時 10 分、判決期日は追って指定として、弁論を終結した。

- (3) 大法廷の弁論においては、厳格な時間制限のもと、双方代理人が可能な限りわかりやすく主張を展開し、裁判官が様々な角度から質問を繰り出し、代理人が短時間のうちに必死で回答を用意し、詰めかけた傍聴人も固唾を飲んでその様子を見守るという、徹底した集中審理が実現されており、強い感銘を受けた。

2 欧州議会視察（13 日午前）

欧州議会を訪問し、内部を視察した（和田領事、新宅領事及び通訳人が同行）。1999 年に建設された近代的な建物であり、すべての加盟国の言語に対応できる設備・人員が整備されていた。

視察中、Luis Martinez-Guillen 広報局長の部屋に招かれ、欧州議会について説

明を受けた。

欧州議会は、ほかにも、ブリュッセルとルクセンブルクに建物を有し、ストラスブールでは1か月のうち数日しか議会が開かれませんが、欧州連合の象徴として、ストラスブールにこうした施設を置くことに意味があること、現在は欧州議会選挙の投票率は20%程度にとどまっているが、欧州議会の性質は大きく民主化の方向に変容しつつあり、投票率の改善が見込まれることなど、興味深い話を聞くことができた。

3 欧州裁判官評議会参加（13日午後、14日午後、15日）

(1) 欧州評議会（Council of Europe）において、欧州裁判官評議会（Consultative Council of European Judges, CCJE）第14回全体会合（議長：ライスナー判事〔Gerhard Reissner, オーストリア〕）が開催され、山浦判事及び当職がオブザーバーとして参加した（新宅領事及び通訳人が同行）。

(2) 本年の主なテーマは、裁判官と弁護士の関係を巡る問題であり、「裁判官及び弁護士の関係（The Relations between Judges and Lawyers）」と題する第16意見書案について、3日間にわたり協議が実施され、3日目に意見書が採択されるに至った。意見書は、欧州裁判官評議会から、欧州評議会閣僚委員会に対して提出されることとなる。

今回の会合の特色は、オブザーバーとして、欧州弁護士評議会（CCBE）の参加が認められ、弁護士側からの意見も聴取しながら議論が交わされたことにあった。

(3) 意見書案の検討に際しては、10月に事務局から示された草案に対し、事前に、英国、キプロス、ベルギーなどから修正意見が出され、これをいわゆる見え消しの形で反映させた書面を配布して、主に修正意見部分を中心に議論をするという方法がとられた。意見書は、英語とフランス語で作成され、両方が正式のものとして提出されるため、出席者は、得意な方の言語の意見書案を参照しながら議論をしていた。また、出席者の発言は、英語又はフラン

ス語で行われ、通訳ブースに控えた通訳人により、双方の言語が同時通訳されていた。

特に議論がされることが多かったのは、裁判官・弁護士の役割や相互関係に関して、英語版とフランス語版とでニュアンスが違い、実質に関する認識・評価が異なるに至っているのではないかという点である。

例えば、「弁護士は依頼者の利益を保護する使命（英仏語とも mission）を負う」とされている部分につき、英国が、mission は多義的・評価的であり、より客観的な professional obligation を用いるべきという意見を出したところ、ベルギーが、フランス語では文脈上 mission が選好されると反論し、それを契機に、各国から、弁護士が依頼者の利益を保護するのは使命なのか職務上の義務なのかという実体的な議論が繰り広げられるという具合であった。なお、この点については、最終的に professional obligation が採択された。

- (4) とりまとめられた意見書においては、① 各国が適切な手続法を立法し、裁判官と弁護士の活動を定義付け、裁判官に対しては、公正な審理を実現するとともに、当事者の不正な遅延行為を防止する権限を与えるべきであり、立法作業には裁判官、弁護士及び裁判所利用者に関与させることを勧告する、② 手続の枠組におけるベストプラクティスを発展させるため、裁判官と弁護士との国際的な経験の共有を支持する、③ 裁判官は、訴訟進行についての協議を行い、関連する手続法の枠組の中で、当事者の意見を聴取しつつ、手続段階の明示、審理計画の策定、主張・証拠の提示方法の設定等を行うことを勧告する、④ 手続のあらゆる段階で、裁判官と弁護士との意思疎通を発展させるよう勧告する、⑤ 紛争の友好的解決を発展させることを勧告し、調停等の友好的解決方法につき、裁判官と弁護士の共同研修を可能な限り行うことが重要であるという意見を表明する、⑥ 裁判官と弁護士の双方の倫理規範に十分配慮しながら、両者の組織レベルでの対話と意見交換を発展させることを勧告する、⑦ 裁判官と弁護士の適切な共同研修が、手続の質と

効率性を高めるという意見を表明する旨が述べられた。

- (5) 来年（2014 年）は「裁判官の独立と評価」がテーマとして取り上げられ、同テーマに関して第 17 意見書が作成される予定である。

全体会合では、その後のテーマ案として、イタリアから「裁判所と立法・行政機関（司法行政を含む）の関係」及び「裁判官のネットワークの確立」が提案され、他国からは、「裁判所と立法・行政機関の関係」について検討するのが時宜に適っているとして、支持が集まった。

また、議長、副議長、執行部 1 名の任期満了又は欠員の発生により、それぞれについて人選が行われた。議長にはファン・リーロップ判事（Bart van Lierop, オランダ）、副議長にはアイケンス判事（Richard Aikens, 英国）が立候補し、無投票で選出された。執行部には、リーデル判事（Johannes Riedel, ドイツ）、セサ判事（Duro Sessa クロアチア）、ポパ判事（Aida-Rodica Popa, ルーマニア）及びロマニェンコフ判事（Nikolay Romanenkov, ロシア）が立候補して投票が行われたが、1 回目の投票では、首位のリーデル判事でも 23 票と、出席者（38 名）の 3 分の 2 以上の票（26 票以上）を得た者はなかった。しかし、議長から、2 回目の投票を行うことになるのだろうかと言われたところ、リーデル判事以外の立候補者はいずれも立候補を取り下げ、リーデル判事が執行部に入ることが決定された。

2014 年の第 15 回全体会合は、トルコの招待により、10 月 22 日から 24 日まで、同国のイスタンブールで開催される予定である。

- (6) 会合の最後に、山浦判事が発言を求め、議長に許可された。

山浦判事は、活発な議論とそれを支える議長・事務局等に深く敬意を表する旨述べるとともに、裁判官と弁護士との関係には、洋の東西を問わず同様の問題があること、裁判所が、真にフェアで、迅速かつ充実した審理を行うためには、弁護士が、依頼者の利益の実現のために全力を尽くす一方で、訴訟制度において弁護士が果たすべきプロフェッショナルな責任を十分に理

解し、裁判官と協力し、また、役割分担をして、紛争の合理的解決を図る意識を共有する必要があること、裁判官も、弁護士が、事実の探求や法律解釈をするだけでなく、生きている人間を相手にして、その苦しみを取り除こうとしていることを十分に理解し、弁護士に対する敬意を忘れずに審理を進めていかなければならないことなどを指摘された。

会合終了後、多数の他国裁判官が、山浦判事に握手を求め、欧州と日本とが同様の問題意識を持つことができたことを嬉しく思う旨を口々に述べていたのが印象的であった。

4 カサデヴァル副長官への表敬訪問（14 日午前）

(1) 欧州人権裁判所を訪問し、カサデヴァル副長官（Josep Casadevall, アンドラ）と懇談した（新宅領事及び通訳人が同行）。

(2) 冒頭、カサデヴァル副長官は、山浦判事が大法廷弁論を傍聴しているのが法壇から見えたと述べられ、和やかな雰囲気では会談が行われた。先方の発言の概要は以下のとおり。

① 国内手続をすべて終了し、判決が確定したように見えるにもかかわらず、欧州人権裁判所が同一事件について新たに判決をするということについては、理解が難しいかもしれない。欧州人権裁判所は、国際的機関として、加盟国の権限を委譲されており、国内手続を尽くしても救済の手段がないときのために判決をする権能が与えられている。

② 欧州人権裁判所は、被告となる政府側に具体的な措置を命じる判決をすることはなく、欧州人権条約に違反していることを確認する宣言をし、その状態を回復する措置をとる義務を政府に負わせるものである。したがって、判決の実効性は、欧州人権裁判所ではなく、欧州評議会の閣僚委員会において監視される。

判決の執行について、最近、興味深い事例があった。スペイン政府が、世論の圧力を受け、受刑中の独立運動テロリストに対し、不利な内容の事

後法を遡及適用して釈放を妨げたという事案で、欧州人権裁判所は、スペイン政府に対し、直ちに釈放する義務を負わせる判決をした。スペイン政府はこれに応じて即時受刑者を釈放したが、スペインの世論には大きな波紋を投げかけたのである。

- ③ 欧州人権裁判所は、これまで多数の判例を積み上げてきたが、社会の変容により、欧州人権条約 8 条の規定する個人・家族の生活の保護に関しては、妊娠中絶、同性婚など、個人の人格やプライバシーに深くかかわる新たな問題が次々に発生している。

このタイプの事件についての欧州人権裁判所の基本姿勢は、各国の裁判所に大きな裁量があるという前提で判断するというものであるが、加盟 47 か国の状況を横断的に分析し、欧州レベルのコンセンサスが得られているかどうかを点検しながら判断することはある。

ただ、判決は飽くまでも当該具体的事件の解決という観点からされるものであり、欧州における将来の目標を直接に示すようなものではない。

なお、傍聴された大法廷弁論の事件も、各国には移民政策に関する大きな裁量を与えられているということを出発点にしつつ、弁論で多数指摘された、原告に有利な事情と不利な事情とを総合考量して判断していくことになる。

- ④ ある国の政府が訴えられていて、同様の問題が他の国の政府でも生じている場合、他の国の政府が訴訟に参加してくることがあるが、被告側に参加する場合だけではなく、原告側に参加することもある。また、国際的な人権団体、例えば、ヒューマン・ライツ・ウォッチや、アムネスティ・インターナショナルなどが参加してくることもある。傍聴された事件でも、アイルランド移民協議会 (Immigrant Council of Ireland) が、原告側に参加していた。

- ⑤ 欧州人権裁判所の手続は、すべてオープンであり、弁論の様子は録画さ

れ、2時間後にインターネットで放映されるし、一件記録の閲覧も可能である。事案の概要や法廷の着席図を配布するのも、欧州人権裁判所が、国際的機関として高い透明性のもとで審理すべきと考えているためである。判決の内容が難しい場合には、書記局の広報担当がサマリーを作成し、判決言渡しと同時に報道機関に交付している。

- ⑥ 大法廷弁論は年間30件前後、小法廷弁論も1部につき年4～5件程度であり、他は書面審理である。来週予定されている第3小法廷の合議は、午前中だけで9件予定されており、弁論を聞く時間はないのが実情である。

大法廷弁論はコストがかかる。判事17名、代理裁判官3名、書記、英仏両言語で書面を作る翻訳者、弁論についての通訳人、セキュリティの確保など、裁判所の人的・物的負担は大きい。

欧州人権裁判所で弁論をする弁護士の中には、混乱して、国内法に関する主張を展開する者もいるが、全体のレベルは徐々に上がってきている。特に、英国、オランダの弁護士の能力は極めて高い。東欧諸国の弁護士は、良くなっているが、中にはまだ不十分な者もいる。飽くまでも人権条約の解釈・適用の問題であるから、原告は、別に自国の弁護士に委任せずとも、他国の優秀な弁護士に依頼してかまわない。法律扶助の金額はごく低いものにとどまっていた、原告の経済状態によっては、弁護士費用の負担が問題となり得るが、勝訴した場合は政府に弁護士費用を負担させることができる。

事実認定が問題になる事件で口頭弁論を開いた場合には、裁判官が当事者に対して直接質問をして判断することもある。

- ⑦ ひとつの事件でどれくらいの資料を読む必要があるかについては、もちろん事件の内容によるが、今度大法廷弁論が予定されている事件の場合は、(厚さ3～4cm程度の手控えの書類の束〔両面印刷のものが多いうようであった。〕を示し) これくらいの資料を読んでいる。この中に綴られてい

るのは、㉗判決草案、㉘第1回の合議結果、㉙国際法・比較法のリサーチ部門からの報告書、㉚自ら書いた何枚かの手書きメモ、㉛小法廷での判決、㉜報告裁判官の提案事項、㉝当事者の質問事項書、㉞双方当事者のメモランダムなどである。

⑧ 口頭弁論を開かない場合の判決の作成手順は次のとおりである。

まず、原告と政府側から提出された資料をもとに、報告裁判官（主任裁判官）のアシスタントが意見書を作成し、報告裁判官が暫定的な心証をつかみ、必要な修正を指示して、判決原案を作成する。他の裁判官は、この原案を見て、そのまま判決として承認するか、修正意見・反対意見を提出するかを判断する。そうして意見交換を行い、判決内容を確定させる。なお、大法廷に付託された事件では、英語及びフランス語を使用しなければならないが、それ以外の事件では、使用言語は英語かフランス語のいずれかのみで足る。

(3) 山浦判事は、人権を巡っては、洋の東西を問わず様々な問題があるが、裁判所が判断を少しずつ積み上げ、その作業を継続していくことが重要であると述べられ、カサデヴァル副長官も賛同されて、和やかに会談が終了した。

(4) カサデヴァル副長官が、極めて率直かつ具体的に、欧州人権裁判所の審理方法を説明されるなど、同裁判所に関する情報の国際的発信について、高い見識を持っておられたことが印象的であった。

5 夕食会（11月15日夕食）

在ストラスブール日本国総領事館長谷川晋総領事主催のもと、レストランでの夕食会に招待され、欧州人権裁判所のレモンディ副長官（Guido Raimondi, イタリア）、カラカス判事（Isil Karakas, トルコ）、ロペスグエラ判事（Luis Lopez Guera, スペイン）、長谷川総領事及び新宅領事と懇談した（通訳人同席、使用言語はフランス語）。

山浦判事は、我が国の裁判官・弁護士の実情、イタリアでの聴取結果をも踏まえつつ、欧州人権裁判所の歴史的意義と使命を高く評価すると述べられた。

先方からは、欧州人権裁判所の裁判官は欧州の良心であると言われており、強い使命感を共有していること、日本の最高裁判所と同じく、合議体の中に様々なバックグラウンドを有する裁判官がおり、相互に意見を交わしながらより適切な結論を得ようと努力していること、欧州人権裁判所の裁判官は、各国から3名の候補者が出され、欧州評議会により選出されるが、同裁判所の判断に高い権威が与えられ、加盟国がこれに従う義務を有するため、裁判官の選任、任期（9年・再任不可）満了後の各国における待遇についてはセンシティブな問題があること、欧州人権裁判所は、訴訟遅延に関し、イタリア政府を敗訴させる判決を出したが、イタリアの裁判所関係者は、訴訟遅延を解消するための予算措置を求めやすくなったと喜んでおり、欧州人権裁判所の判決が国の政策を後押しする場合もあること、日本が欧州人権裁判所の動向をよくフォローしていると承知しており、同裁判所の判決が日本での判断の参考になれば嬉しく思うことなどが述べられた。

夕食会では、ジョークを交えながら絶えず質問や意見交換がされ、終始、極めて友好的な雰囲気であった。

第3 終わりに

今回の出張では、イタリア及び欧州人権裁判所における司法制度や違憲審査制度の現状をつぶさに見聞し、また、各国裁判官による緊密なネットワークの存在とその運営の実情を知ることができ、我が国の司法制度とその運営の在り方、ひいては、国際社会全体における我が国の司法の在り方を見つめ直す貴重な経験となった。このような貴重な経験ができたのは、秘書課の皆様や、各大使館・総領事館の皆様に、長期にわたり万全の準備と細心の配慮をいただいたおかげであると感じており、心から感謝したい。

平成25年度短期外国出張者報告書簡

氏 名 精 松 晴 子	所属庁・官職 仙台高等裁判所判事	出張先 インド
提 出 書 面 平成26年3月19日付け報告書簡		
キーワード欄（8項目以内でお願いします。）		
・インド最高裁判所訪問（ササシバム長官表敬）		
・インド最高裁法廷弁護士協会における講演		
・デリー高等裁判所訪問（ラマナ長官表敬）		
・ムンバイ県裁判所訪問（パンサルカル・ジョシ所長懇談）		
・ボンベイ高等裁判所訪問（シャー長官表敬）		
・ムンバイ・ローカレッジにおける講演		
・バンドラ家庭裁判所訪問（ラオ所長懇談）		